

社会保険事務講習会質問事項（令和7年10月16日・新庄）

I 全国健康保険協会山形支部への質問事項

番号	質 問 事 項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	・資格確認証の発行はいつまで続きますか？（廃止予定はあるのか）	・現時点で資格確認書の廃止時期等は不明となっております。
2	・マイナンバーカードを保険証として利用できるかどうかの確認は、本人にしてもらうしかないのか。どのように確認するのか教えて欲しい。 ・マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できない（P52）とはどういうことでしょうか。	・ご本人様に確認をお願いすることになります。マイナポータルの健康保険証「マイナンバーカードの健康保険証利用」から確認ができます。 ・資格取得等でマイナンバー未提出の場合は、協会けんぽでマイナンバー情報を持っていないため、マイナ保険証は利用できません。
3	・マイナ保険証を使用しているが、医療機関の都合により資格確認書を取得してほしいと言われた場合、申請するとマイナンバーカードと保険証の連携がなくなると聞いたのですが本当ですか？	・資格確認書はマイナ保険証を保有していない方や、要介護の高齢者・障害者等、資格確認する際に介助者が同行する必要がある方を対象として交付するものです。 なお、マイナ保険証の利用登録解除を申し出された場合はマイナ保険証の利用はできません。